平成十一年法律第百五十六号 原子力災害対策特別措置法

目 第一章

総則(第一条—第六条)

第一章の二 原子力災害対策指針 (第六条の

第 三 章原子力緊急事態宣言の発出及び原子力 第二章 災害対策本部の設置等(第十五条―第 原子力災害の予防に関する原子力事業 者の義務等(第七条―第十四条)

第四章 緊急事態応急対策の実施等(第二十五 条·第二十六条)

一十四条)

第五章 原子力災害事後対策(第二十七条—第 二十七条の六)

第七章 第六章 罰則(第三十七条—第四十条) 雑則(第二十八条—第三十六条)

> み、船舶に設置する試験研究用等原子炉に れる同項の規定による国に対する承認を含

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力災害の特殊性にかん がみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者 の生命、身体及び財産を保護することを目的と 対策の強化を図り、もって原子力災害から国民 法律第二百二十三号)その他原子力災害の防止 法」という。)、災害対策基本法(昭和三十六年 質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 て特別の措置を定めることにより、核原料物策の実施その他原子力災害に関する事項につい 力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対 の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子 に関する法律と相まって、原子力災害に対する (昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

(定義)

一 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の 生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。 じ。) により放射性物質又は放射線が異常な に規定する原子炉の運転等をいう。以下同和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭 水準で当該原子力事業者の原子力事業所外 (原子力事業所の外における放射性物質の運 原子力災害 原子力緊急事態により国民の

> 放出された事態をいう。 あっては、当該運搬に使用する容器外)へ (以下「事業所外運搬」という。) の場合

三 原子力事業者 次に掲げる者(政令で定め るところにより、原子炉の運転等のための施 者を除く。)をいう。 であると原子力規制委員会が認めて指定した 設を長期間にわたって使用する予定がない者

第七十六条の規定により読み替えて適用さ 試験研究用等原子炉の設置の許可(規制法 よる国に対する承認を含む。)を受けた者 工の事業の許可(規制法第七十六条の規定 により読み替えて適用される同項の規定に 規制法第二十三条第一項の規定に基づく 規制法第十三条第一項の規定に基づく加

される同項の規定による国に対する承認を 法第七十六条の規定により読み替えて適用 含む。)を受けた者 に基づく発電用原子炉の設置の許可(規制 ついての許可を除く。) を受けた者 規制法第四十三条の三の五第一項の規定

規定による国に対する承認を含む。)を受 の規定により読み替えて適用される同項の づく貯蔵の事業の許可(規制法第七十六条 規制法第四十三条の四第一項の規定に基

定による国に対する承認を含む。)を受け 規定により読み替えて適用される同項の規 再処理の事業の指定(規制法第七十六条の 規制法第四十四条第一項の規定に基づく

規定による国に対する承認を含む。)を受 の規定により読み替えて適用される同項の づく廃棄の事業の許可(規制法第七十六条 規制法第五十一条の二第一項の規定に基

条の規定により読み替えて適用される同項 受けた者(規制法第五十七条第一項の規定 の規定による国に対する承認を含む。)を 核燃料物質の使用の許可(規制法第七十六 ととされている者に限る。) により保安規定を定めなければならないこ 規制法第五十二条第一項の規定に基づく

兀 転等を行う工場又は事業所をいう。 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運

> 五. 条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣 による原子力緊急事態宣言があった時から同一 緊急事態応急対策 第十五条第二項の規定 防止を図るため実施すべき応急の対策をい 子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の 言があるまでの間において、原子力災害(原

七 以後において、原子力災害(原子力災害が生定による原子力緊急事態解除宣言があった時 未然に防止するため実施すべき対策をいう。 原子力損害を賠償することを除く。)をいう。 の規定に基づき同法第二条第二項に規定する 子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律 ずる蓋然性を含む。) の拡大の防止又は原子 力災害の復旧を図るため実施すべき対策(原 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を 原子力災害事後対策 第十五条第四項の規

号に規定する指定行政機関をいう。 指定地方行政機関 災害対策基本法第二条

第四号に規定する指定地方行政機関をいう。 指定公共機関 災害対策基本法第二条第五

条第六号に規定する指定地方公共機関をい 指定地方公共機関 災害対策基本法第二

十二 防災計画 災害対策基本法第二条第七号 等防災計画をいう。 三十一条第一項に規定する石油コンビナート 災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第 に規定する防災計画及び石油コンビナート等

(原子力事業者の責務)

第三条 原子力事業者は、この法律又は関係法律 防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもっ(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関 し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害 (国の責務) て必要な措置を講ずる責務を有する。

第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基 策及び原子力災害事後対策の実施のために必要 施のために必要な措置並びに原子力災害予防対 体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実 いての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂 な措置を講ずること等により、原子力災害につ づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団 行しなければならない

2 子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子 を除き、以下同じ。) 及び指定地方行政機関 会その他の合議制の機関である場合にあって 長は、この法律の規定による地方公共団体の原 力災害事後対策の実施が円滑に行われるよう は、当該指定行政機関。第十七条第七項第三号 指定行政機関の長(当該指定行政機関が委員

0)

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリ 3 この法律の規定による原子力事業者の原子力災 法律の規定による権限を適切に行使するほか、 内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、この 適切な措置をとらなければならない。 原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他事後対策の実施が円滑に行われるように、当該 害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害 とらなければならない。 に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置を に、その所掌事務について、当該地方公共団体

指定行政機関 災害対策基本法第二条第三

号に規定する指定公共機関をいう。

(地方公共団体の責務) を講ずる責務を有する。 整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置 深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の から、警備体制の強化、原子力事業所における も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点 ズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律 び第五条第一項の責務を遂行しなければならな 災害についての災害対策基本法第四条第一項及 めに必要な措置を講ずること等により、原子力 態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のた の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事

(関係機関の連携協力)

第六条 国、地方公共団体、原子力事業者並びに 携を図りながら協力しなければならない。 害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連 災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災 指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力

第一章の二 原子力災害対策指針

第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本 子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子 定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共 法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合 策」という。)の円滑な実施を確保するため 力災害事後対策(次項において「原子力災害対 機関及び指定地方公共機関その他の者による原 して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指

2.原子力災害対策旨計こおいてよ、欠こ曷ずるを定めなければならない。 指針(以下「原子力災害対策指針」という。)

- の設定に関する事項 の設定に関する事項 の設定に関する事項 の設定に関する事項 の設定に関する事項 3

事業者の義務等 第二章 原子力災害の予防に関する原子力

(原子力事業者防災業務計画)

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごと う。) に抵触するものであってはならない。 災計画(次項において「地域防災計画等」とい 十一条第一項に規定する石油コンビナート等防 災計画及び石油コンビナート等災害防止法第三 災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防 において、当該原子力事業者防災業務計画は、 は、これを修正しなければならない。この場合 計画に検討を加え、必要があると認めるとき 計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務 めに必要な業務に関し、原子力事業者防災業務 大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るた 災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡 力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力 ところにより、 に、内閣府令・原子力規制委員会規則で定める 当該原子力事業所における原子 4 3 2 (原子力防災組織)

見別委員会に届け出るとともと、その要責を公見別委員会に届け出るとと、その要責を公見別で、現下同じ。)の意見を聴くものとする。 の意見を聴くものとする。 の意見を聴くものとする。 の意見を聴くものとする。 の意見を聴くものとする。 の意見を聴くものとする。 の意見を聴くものとする。 の意見を聴くものとする。 の意の災計画等(災害対策基本法第二条第十号イ域防災計画等(災害対策基本法第二条第十号イ域防災計画等(災害対策基本法第二条第十号イ域防災計画等(災害対策基本法第二条第十号イ域防災計画等(災害対策基本法第二条第十号イ域防災計画等(災害対策基本法第二条第十号イ域防災計画等(災害対策基本法第二条第十号インの関係の政策を表している。

新計画の作成又は修正を命ずることができる。 規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公 規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公 表しなければならない。 をき、又は原子力事業者防災業務計画が当該 原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは 原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは 原子力事業者に対し、原子力事業者防災業 務計画が当該 原子力事業者に対し、原子力事業者防災業 原子力事業が第一項の規定に違反していると認め るとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該 原子力事業者に対し、原子力事業者防災業 が大を防止するために十分でないと認めるとき は、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業

第八条 原子力防災組織を設置しなければならなに、原子力防災組織を設置しなければならない。

原子力事業者は、その原子力防災組織に、原務を行う。務を行う。の発生又は拡大を防止するために必要な業者防災業務計画に従い、同項に規定する原子力者、原子力防災組織は、前条第一項の原子力事業

置かなければならない。 写に規定する業務に従事する原子力防災要員を 項に規定する業務に従事する原子力防災要員を の原子力事業者は、その原子力防災組織に、原

原子力事業者は、その原子力防災組織の原子のとする。

ができる。 原子力規制委員会は、原子力事業者が第一項 原子力規制委員会は、原子力防災組織は、当該原子力事業者に対し、原子力防災組織 フは第三項の規定に違反していると認めるとき 原子力規制委員会は、原子力事業者が第一項

(原子力防災管理者)

織を統括させなければならない。 第九条 原子力防災管理者を選任し、原子力防災組 アカ事業者は、その原子力事業所ごと

成されてい|3 原子力事業者は、当該原子力事業所における条第十号イ| 充てなければならない。|に関する地| いてその事業の実施を統括管理する者をもって区域につき|2 原子力防災管理者は、当該原子力事業所にお

3 原子力事業者は、当該原子力事業所における。 原子力防災管理者を補佐させなければならな者を選任し、原子力防災組織の統括について、者を選任し、原子力防災管理的地位にある者のうちから、副原子力防災管理的地位にある者のうちから、副原子力実際の発生又は拡大の防止に関する業務原子力事業者は、当該原子力事業所における

ない。
年本の主義を表現して、
日本の主義を表現して、
日本の主義を表現を表現して、
日本の主義を表現して、
日本の主義を表現して、
日本の主義を表現して、
日本の主義を表現して、
日本の主義を表現して、
日本の主義を

5 原子力事業者は、第一項又は第三項の規定により原子力防災管理者又は副原子力防災管理者及び関係周辺都道府県知事、所在市町村長規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長ので関係周辺都道府県知事に届け出なければなるところにより、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会、所在都道府県知事に届け出なければなるとの場合において、原子力規制委員会は、内閣総理大臣に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

て準用する。 6 前条第四項後段の規定は、前項の届出につい

7 原子力規制委員会は、原子力事業者が第一項 7 原子力規制委員会は、原子力事業者が第一項 (原子力防災管理者の選任又は解任を命ずることができる。 理者の選任又は解任を命ずることができる。 は第三項の規定に違反していると認める (原子力防災管理者がこの法律 若しくは副原子力防災管理者がこの法律者しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認める (原子力防災管理者の通報義務等)

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政会で定める基準以上のな財線量が政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省官、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省閣府令・原子力規制委員会関則・国土交通省官、方により、その旨を内閣総理大臣及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力財制委員会、所在都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣を対している。

では、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに 関辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその 周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその 事及び市町村長)に通報しなければならない。 当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知 当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知 当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知

等) (放射線測定設備その他の必要な資機材の整備

第十一条 原子力事業者は、原子力規制委員会規第十一条 原子力事業者は、原子力規制委員会規定による通報を行うためにが条第一項前段の規定による通報を行うために必要な放射線測定設備を設置し、及び維持し、原子力規制委員会規

保守点検しなければならない。保守点検しなければならない。保守点検しなければならない。保守点検しなければならない。保守点検しなければならない。保守点検しなければならない。保守点検しなければならない。保守点検しなければならない。保守点検品をの業務を行うために必要該原子力防災組織に、当りの場合は、

3 原子力事業者は、第一項の規定により放射線 原子力事業者は、第一項の規定により放射線 原子力事業者は、第一項の規定により、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子が設置し、又は前項の規定により放射線長並びに関係周辺都道府県知事に届け出なけれて、第一項の規定により放射線

いて準用する。4 第八条第四項後段の規定は、前項の届出につ

らない。

「原子力規制委員会が行う検査を受けなければな原子力規制委員会が行う検査を受けなければな規則で定めるところにより、その性能について測定設備を設置したときは、原子力規制委員会の原子力事業者は、第一項の規定により放射線

一力事業者が第一項又は第二項の規定に違反して6 内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子

守点検のために必要な措置を命ずることができ 善又は原子力防災資機材の備え付け若しくは保 し、放射線測定設備の設置、維持、若しくは改 いると認めるときは、当該原子力事業者に対

めるところにより、 公表しなければならない。 より検出された放射線量の数値を記録し、 原子力事業者は、 第一項の放射線測定設備に 原子力規制委員会規則で定 及び

(緊急事態応急対策等拠点施設の指定等)

2

第十二条 内閣総理大臣は、原子力事業所ごと 定するものとする 内閣府令で定める要件に該当するもの 区域に含む都道府県の区域内にあることその他 る施設であって当該原子力事業所の区域をその 定する者による原子力災害事後対策の拠点とな 事態応急対策の拠点及び第二十七条第二項に規 に、第二十六条第二項に規定する者による緊急 「緊急事態応急対策等拠点施設」という。)を指 (以下 3

急対策等拠点施設に係る原子力事業者の意見を 設を指定し、又はこれを変更しようとするとき 聴かなければならない。 対策等拠点施設の所在地を管轄する市町村長 府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急 は、あらかじめ、原子力規制委員会、所在都道 (所在市町村長を除く。) 並びに当該緊急事態応 内閣総理大臣は、緊急事態応急対策等拠点施

してしなければならない。 第一項の指定又は指定の変更は、 官報に告示

際して必要となる資料として内閣府令で定める ものを内閣総理大臣に提出しなければならな 力事業所に係る原子力災害事後対策を講ずるに 及び第二十七条第二項に規定する者が当該原子 て必要となる資料として内閣府令で定めるもの 事業所に係る緊急事態応急対策を講ずるに際し て第二十六条第二項に規定する者が当該原子力 には、当該緊急事態応急対策等拠点施設におい 原子力事業者は、第一項の指定があった場合 提出した資料の内容に変更があったとき 同様とする。 2

え付けるものとする。 た資料を当該緊急事態応急対策等拠点施設に備 内閣総理大臣は、前項の規定により提出され

かじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなけれ ばならない 令の制定又は改廃をしようとするときは、あら 内閣総理大臣は、第一項及び第四項の内閣府

(防災訓練に関する国の計画)

|第十三条 第二十八条第一項の規定により読み替 えて適用される災害対策基本法第四十八条第一 項の防災訓練(同項に規定する災害予防責任者 含むものとする。 の実施のための事項であって次に掲げるものを より作成する計画に基づいて行うものとする。 めるところによりそれぞれ行うものを除く。) が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定 は、内閣総理大臣が内閣府令で定めるところに 前項の規定により作成する計画は、防災訓練

第十条、第十五条及び第二十三条の規定の 原子力緊急事態の想定に関すること。

防対策の実施を図るため必要な事項 運用に関すること。 前二号に掲げるもののほか、原子力災害予

かなければならない。 しくは改廃又は計画の作成をしようとするとき は、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令の制定若

(防災訓練の実施の結果の報告)

2

第十三条の二 原子力事業者は、第二十八条第一 報告するとともに、その要旨を公表しなければ 災訓練(同項に規定する災害予防責任者と共同 基本法第四十八条第一項の規定により行った防 項の規定により読み替えて適用される災害対策 会は、内閣総理大臣に当該報告に係る書類の写 につき、原子力規制委員会規則で定めるところ しを送付するものとする。 ならない。この場合において、原子力規制委員 により、その実施の結果を原子力規制委員会に して行ったものを除く。次項において同じ。) 3

必要な措置をとるべきことを命ずることができ があった場合において、当該報告に係る同項の 力事業者に対し、防災訓練の方法の改善その他 総理大臣の意見を聴いて、当該報告をした原子 止するために十分でないと認めるときは、内閣 事業所における原子力災害の発生又は拡大を防 防災訓練の実施の結果が当該報告に係る原子力 原子力規制委員会は、前項の規定による報告

(他の原子力事業所への協力)

第十四条 原子力事業者は、他の原子力事業者の 防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策 の実施に必要な協力をするよう努めなければな ある場合には、原子力防災要員の派遣、原子力 原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要で

> 子力災害対策本部の設置等 第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに うとともに、次項の規定による公示及び第三項 対し、その状況に関する必要な情報の報告を行 の規定による指示の案を提出しなければならな 該当する場合において、原子力緊急事態が発生 したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に

検出された放射線量又は政令で定める放射線 政令で定めるもの以上である場合 線量が、異常な水準の放射線量の基準として 測定設備及び測定方法により検出された放射 臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る 第十条第一項前段の規定により内閣総理大

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態 生じた場合 の発生を示す事象として政令で定めるものが

が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(以下 提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態 「原子力緊急事態宣言」という。)をするものと 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び

緊急事態応急対策を実施すべき区域

る区域内の居住者、滞在者その他の者及び公一 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げ 私の団体(以下「居住者等」という。)に対 し周知させるべき事項 原子力緊急事態の概要

4

事に対し、第二十八条第二項の規定により読み のとする。 又は屋内への退避の指示を行うべきことその他 項及び第六項の規定による避難のための立退き 替えて適用される災害対策基本法第六十条第一 掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知 の緊急事態応急対策に関する事項を指示するも び提出があったときは、直ちに、前項第一号に 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及 5

4 きは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う 旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊 の対策を実施する必要がなくなったと認めると 急事態解除宣言」という。)をするものとする。 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした 原子力災害の拡大の防止を図るための応急 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区 原子力災害事後対策を実施すべき区域

域内の居住者等に対し周知させるべき事項

(原子力災害対策本部の設置)

第十六条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言 を設置するものとする。 事態応急対策及び原子力災害事後対策(以下 をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急 にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部 号)第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議 め、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九 「緊急事態応急対策等」という。) を推進するた

たときは当該原子力災害対策本部の名称並びに しなければならない。 部が廃止されたときはその旨を、直ちに、 設置の場所及び期間を、当該原子力災害対策本 内閣総理大臣は、原子力災害対策本部を置い 告示

(原子力災害対策本部の組織)

第十七条 原子力災害対策本部の長は、原子力災 る国務大臣)をもって充てる。 臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定す 害対策本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大

2 る。 部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督す 原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本

部長、原子力災害対策本部員その他の職員を置 原子力災害対策本部に、 原子力災害対策副本

長及び国土交通大臣)をもって充てる。 閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員 外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内 環境大臣及び原子力規制委員会委員長(事業所 原子力災害対策副本部長は、内閣官房長官、

臣が指名する者を原子力災害対策副本部長に充 合にあっては、内閣官房長官、環境大臣及び国 施するため特に必要があると認めるときは、原 ほか、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実 てることができる。 土交通大臣)以外の国務大臣又は環境副大臣若 環境大臣(事業所外運搬に係る事象の発生の場 子力災害対策本部員のうち、内閣官房長官及び しくは関係府省の副大臣の中から、内閣総理大 原子力災害対策本部長は、前項に掲げる者

6 めた順序で、その職務を代理する。 対策副本部長が二人以上置かれている場合にあ あるときは、その職務を代理する。原子力災害 本部長を助け、原子力災害対策本部長に事故が っては、あらかじめ原子力災害対策本部長が定 原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策

- 二 内閣危機管理監 副本部長以外の全ての国務大臣 原子力災害対策本部長及び原子力災害対策

14

- から、内閣総理大臣が任命する者 又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうち 境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官 三 原子力災害対策副本部長以外の副大臣、環
- 原子力災害対策副本部長及び原子力災害対策第官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地本部員以外の原子力災害対策本部の職員は、内本部員以外の原子力災害対策副本部長及び原子力災害対策
- 号) (第十五条第二項第一号に掲げる区域(第二十までの間においては緊急事態応急対策実施区域 力災害現地対策本部を置く。この場合において 対策本部の事務の一部を行う組織として、原子 策本部長の定めるところにより当該原子力災害 いう。以下同じ。) において当該原子力災害対 された場合にあっては、当該変更後の区域)を 実施区域(第十五条第四項第一号に掲げる区域 があった時以後においては原子力災害事後対策 下同じ。)において、原子力緊急事態解除宣言 合にあっては、当該変更後の区域)をいう。 条第六項の規定により当該区域が変更された場 があった時から原子力緊急事態解除宣言がある (第二十条第七項の規定により当該区域が変更 原子力災害対策本部に、原子力緊急事態宣言 第百五十六条第四項の規定は、適用しな 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 以
- 部について準用する。
 のの記念は、原子力災害現地対策本に、原子力災害現地対策本に、原子力災害現地対策を
- 他の職員を置く。 22 原子力災害現地対策本部員その対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その12 原子力災害現地対策本部に、原子力災害現地

- の事務を掌理する。 第十分災害現地対策本部 原子力災害現地対策本部 原子力災害現地対策本部長は、原子力災害対
- 者をもって充てる。

 おから、原子力災害対策本部長が指名するのうちから、原子力災害対策本部員その他の職員地対策本部員その他の職員は、原子力災害対策地対策本部員その他の職員は、原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現

(原子力災害対策本部の所掌事務)

- **第十八条** 原子力災害対策本部は、次に掲げる事
- ※急事態ぶ急力をでして、ころいて言いてするための方針の作成に関すること。
 ※急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施
- 一 緊急事態応急対策の総合調整に関す 大団体の長その他の執行機関、指定公共機 共団体の長その他の執行機関、指定公共機 共団体の長その他の執行機関、指定公共機 共団体の長その他の執行機関、指定公共機 共団体の長その他の執行機関、指定公共機 大力防災組織が防災計画、原子力災害対策指 関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原 関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原 対政機関の長、地方公 大力防災組織が防災計画、原子力災害対策指 大力防災組織が防災計画、原子力災害対策指 大力防災組織が防災計画、原子力災害対策指 大力防災組織が防災計画、原子力災害対策指 大力防災組織が防災計画、原子力災害対策指 大力防災組織が防災計画、原子力災害対策指 大力防災組織が防災計画、原子力災害対策者の原 大力防災和機関の長、地方公 大力防災を表し、 大力防災を表し、 大力が変化を表し、 大力が変化を 大力が変化を 大力が変化を 大力が変化を 大力が変化を 大力が変化を 大力が変化を 大力が変化を 大力が変化を
- 三 原子力災害事後対策の総合調整に関実施する原子力災害事後対策の総合調整に関サスは原子力事業者防災業務計画に基づいて対し、指定地方公共機関及び原子力事業者の原関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原対では原子力事業者防災業務が強関、指定公共機関の長、指定地方行政機関の長、地方で機関の長、指定地方行政機関の長、地方で機関の長、指定地方行政機関の長、地方で、
- 長の権限に属する事務四 この法律の規定により原子力災害対策本部
- よりその権限に属する事務 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に

(指定行政機関の長の権限の委任)

- 第十九条 指定行政機関の長右しくはその職に必要な権限の全部又は一部を当該原子力災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長右しくはその職員に委任することができる。
- 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任 指定行政機関の長は、前項の規定による委任

(原子力災害対策本部長の権限)

対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子により権限を委任された職員の当該原子力災害第二十条原子力災害対策本部長は、前条の規定

- | 2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部| ついて調整をすることができる。| 次害事後対策実施区域における権限の行使に
- a 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力 、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行 で、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行 で、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行 で、関係指定行政機関の最及び関係指定地方行 で、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行 で、関係指定行政機関の最及び関係指定地方行 で、関係指定行政機関の職員及び当該指定地 方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の 方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の 方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の 方行政機関の職員、地方公共団体の長子力災害対 ができる。
- 3 前項に規定する原子力災害対策本部長の指示 前項に規定する原子力災害対策本部長の指示の方法に属して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施制委員会がその所掌に属する事務 は、原子力規制委員会がその所掌に属する事務 が。
- 4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法(昭和二十ときは、防衛大臣に対し、自衛隊法(昭和二十とは、防衛大臣に対し、自衛隊法(昭和二十とは、防衛大力災害対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊をの派遣を要請することができる。
- 5 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策を的確かつ迅速に実施するため必要が協ったが機関の長、地方公共機関の長の他の執行で機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長の他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長の地方の機関の長の地方の機関の長の地方の機関の長の地方の機関の長の地方の地域にある。
- 6 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示することにより変更対策本部に係る原
- れた第十五条第四項各号に掲げる事項についに係る原子力緊急事態解除宣言において公示さ策の実施状況に応じ、当該原子力災害対策本部7 原子力災害対策本部長は、原子力災害事後対

- 音対 8 原子力災害対策本部長は、前各項の規定による。 る。 ということにより変更することができ
- 原子力災害対策本部長は、第一項、第二項及長に委任することができる。原子力災害対策副本部の原子力災害対策副本部の原子力災害対策を
- る委任をしたときは、直ちに、その旨を告示し の一部を原子力災害現地対策本部長に委任する ことができる。 ことができる。 で第五項の規定による権限(第二項の規定によ
- (京全月を寄付金本界の番片)なければならない。 国土 に こくにゅうしゃ

(原子力災害対策本部の廃止)

- 第二十一条 原子力災害対策本部及び市町村災害対策本(都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本のとする。
- 第二十二条 原子力緊急事態宣言があったとき 第二十二条 原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応は、当該原子力緊急事態に関し災害対策基本法第二十三条第一項に規定する都道府県災基本法第二十三条第一項に規定する都道府県知事及び市でする市町村災害対策本部を設置するものとする。
- (原子力災害合同対策協議会)
 は、引き続き、設置されるものとする。
 が策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言があったときは、前項の規定により設置されたもが策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言対策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言があったときは、前項の規定により設解除宣言があったときは、前項の規定により設解除宣言があったときは、前項の規定により設解に関し、原子力緊急事態とは、前項の規定により設定は、原子力緊急事態とは、原子力緊急事態とは、原子力緊急事態とは、原子力緊急事態とは、原子力緊急事態とは、対象を表す。
- 第二十三条 原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部近びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策本部は、当該原子力を急事態で急対策本部がに当該原子力であため、原子力災害合同対策協議会を組織するため、原子力災害合同対策協議会を組織するため、原子力災害合同対策協議会を組織するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。
- は、原子力災害現地対策本部並びに前条第二項により組織された原子力災害合同対策協議会解除宣言があった時以後において、前項の規定2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態

3 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者組織としてなお存続するものとする。 力災害事後対策について相互に協力するためのが市町村災害対策本部がそれぞれ実施する原子の規定により存続する都道府県災害対策本部及

をもって構成する。 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者

現地対策本部員その他の職員
の原子力災害現地対策本部長及び原子力災害

害対策本部長から委任を受けた者 都道府県災害対策本部長でいる委任を受けた者 都道府県災害対策本部長で当該市町村災害対策本部の市町村災害対策本部長、市町村災害対策本部の市町村災害対策本部長で当該市町村災害対策本部長で当該市町村災害対策本部長で当該市町村災害対策本部長で当該市町村災害対策本部長で当該市町村災害対策本部長の他の職員で当該市町村災害対策本部長の他の職員で当該市町村災害対策本部長又は当該都道府県

緊急事態応急対策等拠点施設とする。 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊持定公共機関、原子力策議会は、必要と認める

節及び第百七条の規定は、適用しない。 第二十四条 原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態解除宣言があるまでの間におい第二十四条 原子力緊急事態解除宣言があるまでの間におい第二十四条 原子力緊急事態宣言があった時から

(原子力事業者の応急措置) 第四章 緊急事態応急対策の実施等

第二十五条 原子力防災管理者は、その原子力事業所において第十条第一項の政令で定める事象が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は、直ちに、原子力事業者防災が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災が発生したときは、直ちに、原子力等といる。

轄する都道府県知事及び市町村長)に報告しな 東大臣及び原子力規制委員会及び国 理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事 下在市町村長並びに関係周辺都道府県知事 では、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国 理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事 では、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国 の規定による措置の概要について、原子力事業 の規定による措置の概要について、原子力事業

する。 辺市町村長に当該報告の内容を通知するものと 府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周 ければならない。この場合において、所在都道

(緊急事態応急対策及びその実施責任)

第二十六条 緊急事態応急対策は、次の事項につ

する事項がる情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関

こ 女そ針)女性、女力・1つ也尽要に関った「情報の収集に関する事項」 放射線量の測定その他原子力災害に関する

。 重要などは背の整備などはなどがにより 事項 一 被災者の救難、救助その他保護に関する

| 引きりです、 変動)見引きり 14を変えて | 復旧に関する事項 | 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の

2

関する事項災害を受けた地域における社会秩序の維持に災害を受けた地域における社会秩序の維持に、犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力

五.

と量、 150mm に 10 mm の 10 mm の

の防止を図るための措置に関する事項(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大(前各号に掲げるもののほか、原子力災害

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方公共機関、原子力事業者その他関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害な策指針又は原子力事業者防災業務計画の定め対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

第二十七条 原子力災害事後対策は、次の事項に第二十七条 原子力災害事後対策及びその実施責任)(原子力災害事後対策及びその実施責任)

2

内への退避を指示する場合において、必要があ

前項の規定により避難のための立退き又は屋

ると認めるときは、

市町村長は、その立退き先

する調査性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関

置に関する事項の防止又は原子力災害の復旧を図るための措(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の前三号に掲げるもののほか、原子力災害

1 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長及び指定地方行政機関の長なが指定地方公共機関及び指定地方公共機関、原子力災害事後対策にその他法令の規定により原子力災害事後対策にきが策指針又は原子力事業者防災業務計画の定数るところにより、原子力災害事後対策にあるところにより、原子力災害事後対策に対して、対策を対し、原子力災害事後対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災 (市町村長の避難の指示等)

第二十七条の二 前条第一項第一号に掲げる調査 第二十七条の二 前条第一項第一号に掲げる調査を実施区域により、当該調査を実施した原子力災害が著しいと認められた場合において、当該汚染が著しいと認められた場合において、当該汚それがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害が上するため特に必要があると認めるとさは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域による環子力災害が上ずるため特に必要があると認める居住者、所止するため特に必要があると認めるとさは、市町村長は、当該原子力災害事後対策主がといる。

難場所を指示することができる。
九条の四第一項の指定緊急避難場所その他の避り読み替えて適用される災害対策基本法第四十又は退避先として第二十八条第一項の規定によ

3 前条第一項第一号に掲げる調査により、当該 前条第一項第一号に掲げる調査により、当該 ためられた場合であって、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する と認めるときは、市町村長は、当該院決による原子れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、屋と認める居住者、滞在者その他の者に対し、屋と認める居住者、滞在者その他の者に対し、屋と認める居住者、滞在者その他の者に対し、屋と認める居住者、滞在者その他の者に対し、当該を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のため4 市町村長は、第一項の規定により緊急安全確保措置を指示したとらは立退き先若しくは屋内への退避を指示し、天は前の立退き若しくは屋内への退避を指示し、若しのより

(警察官等の避難の指示)

第二十七条の三 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長による避難のための立退き若しくは屋内への退避者しくは緊急安全確保措市町村長から要求があったときは、警察官又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き若退き若しくは屋内への退避又は緊急安全確保措置を指示することができる。

は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちり避難のための立退き若しくは屋内への退避又内への退避を指示する場合について準用する。 警察官又は海上保安官は、第一項の規定によが前項の規定により避難のための立退き又は屋 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官

害対策指針

を受けた市町村長について準用する。 (指定行政機関の長等による助言) 前条第四項及び第五項の規定は、 その旨を市町村長に通知しなければならな 前項の通知

第二十七条の四 市町村長は、第二十七条の二第 知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をす長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県 合において、 について、助言を求めることができる。この場 は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項 行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又 合において、必要があると認めるときは、指定 により緊急安全確保措置を指示しようとする場 屋内への退避を指示し、又は同条第三項の規定 項の規定により避難のための立退き若しくは 助言を求められた指定行政機関の る規定 読み替え読み替え 第二条第災害を

第二十七条の五 災害対策基本法第五十七条の規 により避難のための立退き若しくは屋内への退定は、市町村長が第二十七条の二第一項の規定 安全確保措置を指示する場合について準用す 避を指示し、又は同条第三項の規定により緊急 (避難の指示のための通信設備の優先利用等)

るものとする。

号

(市町村長の警戒区域設定権等)

第二十七条の六 し、又は当該警戒区域からの退去を命ずること 警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止 害事後対策に従事する者以外の者に対して当該 対策実施区域内に警戒区域を設定し、原子力災 めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後 対する危険を防止するため特に必要があると認 するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体に 当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生 境の汚染が著しいと認められた場合において、 事後対策実施区域において放射性物質による環 る調査により、当該調査を実施した原子力災害 第二十七条第一項第一号に掲げ 第三十四災害及び 条 条第一項 第 $\overline{+}$

及び 二第者

十七災害予防責任災害予防責任者

(原子力

災害対策指針の

防災計画若しくは原子力

事業者を含む。

十七|防災計画の

は災害

十八災害予防責任災害予防責任者

(原子力

事業者を含む。)

項者

防災計画

計画をいう。第三項におる原子力事業者防災業務

第三項に

第七条第一項の規定によ子力災害対策特別措置法

事業者防災業務計画(原 防災計画若しくは原子力

委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を前項の場合において、市町村長若しくはその は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に する市町村長の職権を行ったときは、警察官又 ことができる。この場合において、同項に規定 安官は、同項に規定する市町村長の職権を行う 者から要求があったときは、警察官又は海上保 待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの 行う市町村の職員による同項に規定する措置を 知しなければならない。 ||第三十八|防災基本 第三十六防災基本 条第一項

3 用する。 り警戒区域を設 第二十七条の

十二|災害が発生し|原子力災害(原子力災害

又は発生すが生ずる蓋然性を含む。

るおそれがあが発生した

二|防災基本計画|防災基本計画及び原子力

災害対策指針

第六章

第二十八条 原子 り読み替えて適 る字句は、それ 法の次の表の上 する。 については、こ (災害対策基本) 卜等災害防止

災害の

原子力災害の

災害が発生し原子力災害

(原子力災害

るおそれがあが発生した

又は発生すが生ずる蓋然性を含む。

災害から

)緊急事態応急対策

原子力災害から

六災害予防

原子力災害予防対策

	が生ずる蓋然性を含	条第三項	計画 防災基本計画、原子力災	八防災基本計
	-二 災害 原子力災害(原子力災害	第四十	。以下同じ。)	
			子力災害対策指針をいう	
	並びに災害復原子力災害事後対策		の二第一項に規定する原	
	災害応急対策緊急事態応急対策並びに		害対策特別措置法第六条	
R古	救難		害対策	<u>項</u>
条第一項者	消火、水防、救難		画防災基本計画	六防災基本計
第四十八年	達。)に関する情報の伝達		対策 緊急事態応急対策	災害応急対策
第二項	発令及び伝害が生ずる蓋然性		の状況	
一項及び	報又は警			
条の二第者	と、		原子大災害 (原子大	災害の状況
第四十七年		第二号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
条第二項		条第二項		- 災害 と ()
第四十七時	-二災害予防 原子力災害予防対策	第四十二	係者	
14	項 災害対策指針	条第一	じ。)並びにその他の関	
,	防災基本計画 防災基本計	第四十二	業者をいう。以下	
333	害対策指針	条	する	
条第一項	一防災基本計画 防災基本計画、原子力災	第四十	災害対策特別措置法第二	の関係者
第四十七店	3		の他、原子力事業者(原子力	一並びにその
	るおそれがあが発生した		原子力災害の	災害の
店	、又は発生すが	第三項		
条第二項	条災害が発生し原子力災害(原子力災害	第四十	被害(被害が生ずる蓋然	被害
第四十六%	旧			
笙	災害復原子力災害事後対策		が生ずる蓋然性を含む。)	
<i>x</i>	災害応急対策緊急事態応急対策並びに			災害が
<i>†-</i>			1	-
- 55	対雅 ブロー 水菓		Į Į	
	と、ド方、対		事をいう。 以下司じ。)	
33 1			号	
<i>z</i>	む。)に関する情報の伝		対策特別措置法第二条第	
<u>ス</u>	災害が生ずる蓋然性を含		子	第災害を
,	他原子力災害(原子			る字句
<u> </u>			られ読み替える字句	え 読み替えら
	よる原子力緊急			
項	発令及び伝第十五条第二項の規		それぞれ同表の下欄に掲げる字句と	句は、それぞ
第四十六年	報又は警報子力災害対策特別措		棩	いては、これ
項	する原子力		み替えて適用される場合を含む。)の適用	み替えて適用
十四条第		二号	等災害防止法第三十二条第二項の規定によ	等災害防止法
及び第四	第二項第	第二項	上欄に掲げる規定(石油コンビナ	次の表の上欄
条第一項	-条災害予防 原子力災害予防対策	第四十	原子力災害についての災害対策基本	八条 原子力
第四十三店		項	の規定の読替え適用等)	対策基本法
<u>ス</u>	777	十条第	밌	第六章 雑則
<i>x</i>	<u></u>	及び第		る。
条第四項、	項 災害対策指針	条第一	足しようとする場合について準	戒区域を設定
第四十二%	九 防災基本計画 防災基本計画及び原子力	第三十	四の規定は、第一項の規定によ	二十七条の四の規定は、

十六災害予防

原子力災害予防対策

る災害応急対 た場合におけ 災害が発生し

防災計画

十七]防災計画

災害を予測

原子力災害

災害対策指針

防災計画若しくは原子力

災害対策指針

防災計画若しくは原子力

予報し、

第条第 一条第 二の四項十十 九 第九 災 災 害 害	九】 第九】	- 条第 項の四 四十 第九 のるの `場 立 るる `災又災	九 び条第 条 第 条 条 第 の四 四 四 の四二十 十 四 三十及九 九 項 書 災 又 災 防 者	頁八 項八
	ききがのま	双は災害な急対策 る場合 立退き 立退き 立退き がまれる 大変 生し で で 定 他 水 は り 面 態 で に 象 は に か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か	***	野 災害予防責任 ※ 表 で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で
生子 ギガカ る 蓋 数 書 生子カ災害 を 差 数 書	立退き又は屋内への退避 原子力災害(原子力災害の が生ずる蓋然性を含む。) が生ずる蓋然性を含む。) がはを含む。) がはを含む。)	に 家 に 家 の	事業者を含む) 「災害対策指針 「災害予防責任者(原子子力災害事後対策 子力災害事後対策 子力災害事を含む。)	を (原子)
○ 害 ○ 害	退 ヘ む災 避 の <u>。</u> 害	10 10 10 10 10 10 10 10	(原 原 子 は 子 カ 原 力	(原子力 アカ アカ アカ アカ カ カ
まり、気象と する が表 を を を を を を を を を を を を を	の 規 定	第五十二 第二十二 第二十 第二十	条第 第四十五 条第五十一 7 項 7 災害に 8 第三項 7 災害に 8 第三項 7 災害に 8 第二十一 7 ※書 8 第二十一 7 ※書 8 ※第二十一 8 ※書 8	第条第 第条第四十九 第三項 五 五 3 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
し 関は お 審る指示を受けたときは、 の二十条第二項の規定によ を の二十条第二項の規定によ	原子力災害が、一切では、原子力災害が、一切では、原子力災害が、一切では、原子力災害が、一切では、原子力災害が、一切では、原子力災害が、一切では、原子力災害が、一切では、原子力災害が、原子力災害が、原子力災害が、原子力災害が、原子力災害が、原子力災害が、原子力災害が、原子力災害が、原子力災害が、原子力災害が、原子力災害が、原子力災害が、原子力が、原子力災害が、原子力が、原子力災害が、原子力が、原子力が、原子力が、原子力が、原子力が、原子力が、原子力が、原子力	災害に 原子力災害に 災害応急対策緊急事態応急対策の 災害応急対策緊急事態応急対策の 災害に関する原子力緊急事態宣言の伝災害に関する原子力緊急事態宣言の伝災害に関する原子力緊急事態宣言の伝災害に関する原子力緊急事態宣言の伝災害に関する原子力災害 で伝達、警告 で伝達、警告 原子力災害	原子力災害に原子力災害に原子力災害に原子力災害に	原子力災害 (原子力災害原子力災害
条第十九 第 第 平 条 の 二 年 第 一 年 の 二 年 の 二 項 及 び 第 正 項 及 び 第 正 項 及 び 第 元 項 及 び 第 元 章 か び ま か か か か か か か か か か か か か か か か か	第 条 第 条 第 六 六 六 六 二 六 二 八 工 項 七	条第 第 第 第 六 一 項 災 害 想 を に よ 会 お で に よ 会 に に よ 会 に に よ の に に よ の に に に に に に に に に に に に に	条 第 第 五 十 項 六	
災 害 が	次 が 発 発 ぶ ぶ 次 対 対 対	れ発発 れる 若にすらめたる ますし 災 しき 繁災 定き	リス とるへき 対し は	とるべき # 置 とるべき # これる 災
が生ずる蓋然性を含む。)が生ずる蓋然性を含む。)		が発生した が発生した が発生した	職職世界一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個による指示を受けたとき一個によるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるに	措置 で を の の の の の の の の の の の の の
含力 む災 。)			けたとき	措 置

長に報告しなければかに原子力災害対策本				条 費 する経費 する経費
しなけれ公示する	第六十公示	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	第1日名の皇 が生ずる蓋然性を含む。)	費 する経費 する経費
害が生ずる蓋然性を含む		と 5 見る字可。	国を交票 「京・丁交票」は災害復旧 一力災害事後対策	項に
る原子力災害(原子力災)		字句とする。	項第害応急対策又急事態応急対策又は原子	八十八
	多		予防、災原子力災害予防対策	第一頁 五
、た場合でおいつた場合でおいて、当該「災害が発生し原子力緊急事態宣言があ」	条 弟 七 た 悬	これらの規定中同表の中欄に通用される場合を含む。	項	条7. 计五 第八十六災害 原子力災害
び都道府県知事			条災害の	
都道府県知事 原子力災害対策本部長及	都道	策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コー		び第二
立退き先若しくは退避先 しき先		除宣言があるまでの間における災害対	第百条第災害 原子力災害	が生ずる蓋然性
			れる事業	八十六災害
退避を 立退きを 立退きを 立退き者しくは屋内への	条第四寸	る場合を含む。)	関連の	等の自衛官
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	· · · 游	売み替えて適用され 八条第一項の規定に		į 'n
교단	た場		1 一 7 公子夏日事会	が生ずる蓋然性を含む
3	口部	第七十三条第第七十三条第一項(原子	策本部長の指	十九 災害
丽	外に		る緊急災害対	
屋内の屋	避、	より読み替えて適用され	項の規定によ	防災計画 防災計画若
建物への退	な建	0	八条の六第二	一項
傍の堅固	<u>、</u> 近	一項 力災害対策特別		
への移動	高所	珀		災害原
間			る非常災害対	防災業務計画
発生しようと態解除宣言があるまでの	発	適用される場合を含む。	の規定によ	쁴
はまさにつた時に	第 三 -	の規定により読み替えて	刀災害対策本部長の指示	号から第八号まで
が発生し原子力型	六十二%	措置法第二十八条第一項	の指示、第二項の規定に基づく原子	項第四号から法第二十六条第一項第四
返き先 立退き先又は退避先	立退	第百十五を含む。以下 及び原子力災害対策特別	対策本部指示又は同法第二十条第	第五十条第一原子力災害対策特別措
;		る場合を含む。)	定による特定	がり
をうっし	第 二 -	より読み替えて適用され	七第二項の規	災害
	十十六	二十八条第一項の規定に	九十五第二十三条の	が
立退き又は	立退	一項 力災害対策特	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	七十五災害 原子力災害(原
		十八条第第七十八条第	九十四災害心急対策	災害応急対策 緊急事態応急対策
が生ずる蓋は	< </td <td>同条第二項第七十一条第二項</td> <td>災害応急対策 緊急事態応急対策</td> <td>ž</td>	同条第二項第七十一条第二項	災害応急対策 緊急事態応急対策	ž
原子力災害	災害	合を含む。)	第九十一災害予防及び原子力災害予防対策及び	るおそれが
5	災害か	えて商		の四 、又は発生すが生ずる蓋然性
間	<i>z</i>	二十八条第一項の規定に	条の三第	災
るおそれがあ態解除宣言があるまでの	ス	一項 力災害対策特別措置法第		で :
発生すつた時から原子力緊急	第 : 一 :	二第七十一条第第七十一条第一項(原子		第六項ま
発生し原子力緊急事態宣言が	十二	1	項及び第一	四項から
	くなり	第二頁第一個子才災害。	ジ害	
			九十条災害復旧事業 原子力災害事後対策	(1) 以香花急対策 緊急事態応急対
<i>オ</i> カぉ		第	1 1 11 00 00 00 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	F 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
発に	第 五 十災害	八条災害応急対策 緊急事態応急対策	(害復旧事業原子力災害事後対策の	るおそれがあ

一	ち、くち、皆ち、女がだり、くち、皆ち、女はまさにつた時から原子でいるとき間においてでいるとき間においてでいるとき間においてがあるとき間においてがある。	第二の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	項で間において一条のるおそれがあつた時から原子力緊急事態宣言があるまでの 第六十災害が発生す原子力緊急事態宣言がある。 原子力災害から	## 1	¥	中立退き 立退き若しくは屋内への中立退き 立退き 立退き不しくは屋内への中立退き
第 六 十 次 害 派 遣 を 命 国	Total	項 現等の自衛官 以 第 九 以等の自衛官 以 第 九 以等の自衛官 以 第 九 で 第 九 で 第 九 で 第 九 で 第 九 で 第 九 一 次 第 一 の 条 第 世 られた 部隊 られた 部隊等の 自衛 官	で (次害を 原子力災害(原 (原子力災害)(原 (原子力災害)(原 (原子力災害)(原 (原子力災害)(原 (原子力災害)(原	四条第、又はまさにつた時から原子力緊急事態宣言	三三第 項条六 第十	Nへの
世 第 七 十災害が発生し原子力緊急事態宣言があるまでの 第 八しているとき 間において 十 条 第 所災計画 防災計画若しくは原子力 緊急事 び災計画 おりがり かりがり かりがり かりがり かりがり かりがり かりがり かりがり	T	第七十災害応急対策 五 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	項 第七十災害派遣を命原子力災害派遣等を命ぜ 第七十災害派遣を命原子力災害派遣等を命ぜ	第 日 項 第 七 次書応急対策 ※書応急対策 緊急	京	項 及 び発生しよう 第二項 していると 市 七 十災害が発生 大 条 第、又はまさ 大 条 第、又はまさ 大 条 第、以はまさ 大 条 第
第 百 十第七十六条第二項の規定に第 百 十第七十六条第第七十六条第一項 (原子)	頁び一十六第 第項八条八		び 第二 日本	項 第 条 の 災害から 原子力 の の の の の の の の の の の の の	大条の、当該災害が発生し、当該原子力災害 第八十災害が発生し、当該原子力災害 所入十第一 が発生し、当該原子力災害が発生し、当該原子力災害が発生し、当該原子力災害が発生し、当該原子力災害が発生し、当該原子力災害が発生し、当該原子力災害が発生し、第二十二	項 八 六 第 項 条 第 第 条 八 十

度におい辺都道府		機関
国土交通大臣、所在都道府県知事、所在市町村 第三十一条 内閣総理大臣、原子力規制委員会、	第八十六災害が 原子力災害が	方公共び原子力事業者 関係指、関係指定地方公共機関及
() () () () () () () () () () () () () (第三十三	対策
務を行うものとする。	項並びに	災害応急事態応急対策及び原子
力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必幸の中集及では急拍量に関する時間である。	二条第二十	三災害予防及原
· 体)が	び第二項復旧	赛
7.場合には、その状況の	策又は災害	等下息计算之 D.经手事发计算等 D.经产业 聚急事態応急対策及U
び助言を行うほか、第十条第一項前段の規定に	害応急対	ううこがほこがますwinkまけば立ず沿つて災に沿つて原子力災害予防対
が実施する原子力災害予防対策に関する指導及	方行政機関 方行政機関	後対策をいう。以下同じ
事業者防災業務計画の作成その他原子力事業者	当該指定地当該指定行	号に規定する原子力災害事
業所について、第七条第一項に規定する原子力	政機関の長	力災害事後対策(同条第七
事業所として内閣総理大臣が指定した原子力事は	指定地方行指定行政機	う。以下同じ。)及び原子
2 原子力防災専門官は、その担当すべき原子力 9 1 9 1 1 1 1 1 1	復旧	する緊急事態応急対策をい
第三上が 対射守こ、京と力方で享見官と置い。 (原子大阪災専門官)	第二項策又は災害力災害事後対策 □□力災害が無力災害事務対策	急対策(同条第五号に規定
その成果の普及に努めなければならない。	一十九、災害な急は緊急事態な急は策又は京る	。以下司じ。)、緊急事態心
る科学的な研究及び開発を推進するとともに、	夏日 夏日 タープランド ラーザランド ジョージョージョージョージョージョージョージョージョージョージョージョージョージ	管师 完文分
災害の発生の防止及び放射線障害の防止に関す	吊一頁	む急付育
第二十九条 国は、原子力の安全の確保、原子力		寛田頁予方及が後/京子力災害対策寺川二十三に侵る災害に侵る原子プ災害予防
(原子力災害に関する研究の推進等)		三二条の公子二条の限名の公子を方寸
とができる。	第二十三災害予防又原子力災害予防対策、緊急	第一号 生ずる蓋然性を含む。)
後対策を実施するために必要な援助を求めること		三災害 原子力災害(原子力災害が
言その也の緊急事態な急対策又は原子力災害事る人体の障害の予防・診断及て治療に関する助	対策 害事後対策	域防災計画 道府県地域防災計画
うくは)章亭)を方、参介をが台景に関一らか 又は指定地方行政機関の長に対し、放射線によ	条の二第び災害応急事態応急対策及び原子力災	地原子力災害対策指針又は都
「現の規定によるもののほか、指定行政機関の長」	災害予防及原子力災害予防対策、	規定 れる字句
「見り見む」、 つうり ほっ、 音がにて幾月) が 十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第一	号	読み替え読み替えら読み替える字句
れる		
は、第二項の規定	条の二第 生ずる蓋然性を含む。)	
・態応急対策又は原子力災害事後対策	泛 本	
しない。		災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の
条、第五十九条及び第六十六条の規定は、適用	村	3 原子力緊急事態宣言があった時以後における
関しては、災害対策基本法第五十条、第五十四一	支が掲系旨、掲系旨官也与公共	j Ż
該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に	防災言画	のつと部参野の自衛官に原一力災害沙遺等を合せ
急事態解除宣言があるまでの間においては、当	方災十町 一丁寸也或方災十町 一丁寸也或方災十町	第子力災害派遣等を冷ず
5 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊 たい	打け付也或他の関係者	司条第一項第六十三条第一項
。 条及ひ第八十八条第二項の規定は、適用	4	
4 原子力災害については、災害対策基本法第八	F事後対策	! 規定に
二号 災害復旧	は災害応急事態応急対策又は原子	対策特別措置法第二十八
第一項第一策若しくは原子力災害事後対策	又原子力災害予防対	垻
第百九条災害応急対	害事後対策	号において同じ。)
害対策指針	条第六項 は災害応急 事態応急対策又は原子力災	る場合を含む。以下この
防災計画防	又原子力災害予防	

し、政令で定めるところにより、その業務に関 (立入検査) し報告をさせることができる。

第三十二条 内閣総理大臣、原子力規制委員会、 行に必要な限度において、その職員に、原子力 できる。 件を検査させ、又は関係者に質問させることが 子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物 事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原 長又は関係周辺都道府県知事は、この法律の施 国土交通大臣、所在都道府県知事、所在市町村

しなければならない。 入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、関係者の請求があるときは、これを提示 前項の規定により職員が原子力事業所に立ち

2

に認められたものと解してはならない。 (手数料) 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため

第三十三条 第十一条第五項の規定による検査を り、手数料を納めなければならない。 受けようとする者は、政令で定めるところによ (特別区についてのこの法律の適用)

|第三十四条 この法律の適用については、特別区 は、市とみなす。 (政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、この 法律の実施のための手続その他この法律の施行 (国に対する適用除外) に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条第三十三条及び次章の規定は、 適用しない。 国に

第七章 罰則

第三十七条 第七条第四項、第八条第五項、第九 はこれを併科する。 下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又二項の規定による命令に違反した者は、一年以 条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第 下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者 は、三十万円以下の罰金に処する。

をせず、又は虚偽の届出をした者 第五項又は第十一条第三項の規定による届出 第七条第三項、第八条第四項前段、第九条

三 第十一条第七項の規定に違反して放射線量 二 第十条第一項前段の規定に違反して通報し なかった者 の測定結果を記録せず、又は虚偽の記録をし

第十二条第四項の規定に違反して資料を提

第三十九条 第二十七条の六第一項の規定による Ŧi. による報告をせず、又は虚偽の報告をした者・第十三条の二第一項又は第三十一条の規定 は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又 第三十二条第一項の規定による立入り若し

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代 その法人又は人に対しても、 違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 人の業務に関し、第三十七条又は第三十八条の理人、使用人その他の従業者が、その法人又は は拘留に処する。 命令に従わなかった者は、十万円以下の罰金又 しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去 市町村長又は同条第二項の規定による警察官若 各本条の罰金刑を

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 それぞれ当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の号(第二条第三号ハに係る部分に限る。)の 成十一年法律第七十五号)附則第一条第一号 規制に関する法律の一部を改正する法律(平 に定める日又はこの法律の施行の日のいずれ 第二条第三号ハ及び第三十四条第一項第二 遅い日

一第七条第二項、 条第一項の表第二十一条の項、第三十七条並一 第七条第二項、第十二条第二項、第二十八 びに附則第七条、 定 この法律の公布の日 第十三条及び第十四条の規

(不服申立てに関する経過措置)

布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅 法施行法(平成十一年法律第百六十号)の公 附則第十五条の規定 中央省庁等改革関係

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

七号) 則 (平成一一年七月一六日法律第八

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす て検討を加え、必要があると認めるときは、そ た場合において、この法律の施行の状況につい

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

百二条の規定 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 第百六十三条、第百六十四条並びに第二 節名並びに二款及び款名を加える改正規 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の法律に規定するもののほか、この法律の施行 の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる あったものについての同法による不服申立てに であった行政庁とする。 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、ついては、施行日以後においても、当該処分庁

2 る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

置は、

別に法律で定める。

ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 る。 |項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による 含む。)の規定により納付すべきであった手数 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を 料については、この法律及びこれに基づく政令 に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対 する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 び新地方自治法に基づく政令に示すものについ ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 ては、地方分権を推進する観点から検討を加 きる限り新たに設けることのないようにすると に規定する第一号法定受託事務については、で

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 必要な措置を講ずるものとする。

附 〇二号) (平成一一年七月一六日法律第一 抄

(施行期日)

律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法 ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第略 当該各号に定める日から施行する。

(別に定める経過措置) 条の規定 公布の日

三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十

| 第三十条 第二条から前条までに規定するもの

一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただ る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 附 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

五五号) 則 (平成一六年一二月三日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た 並びに第十九条から第三十二条までの規定は、から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項 平成十七年十月一日から施行する。 だし、附則第十条から第十二条まで、第十四条

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第 一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

号) 則 抄 (平成二四年六月二七日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 から施行する。 設置法(平成二十四年法律第四十七号)の公布 だし、附則第六条の規定は、原子力規制委員会 の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

第七条 この法律の施行の日が原子力規制委員会 句は、 特別措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字 条のうち次の表の上欄に掲げる原子力災害対策 設置法の施行の日前である場合には、附則第五 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

	-		か の	
	正規定	頃の改「第二十条第六項」に、を	第二十条第五項」	第十七条第九項
	六項	を「第二十条第	を第二十条第五項」	第十七条第八項
-				

項条三同削の第第十び二二十表一丿	第	定改三分	第 定改	二第	正条第	正条第 規の十 定改八
項条三同削の第第十び二二十表一/ の第十表り項二二二第号項条第項系 項一四第、を号項条四及第第四の第	[]	定改三年	二		規の二定改十	規の土
の第十表り項二二二第号項条第項第 項一四第 、を号項条四及第第四の第	<u> </u>	規の-	十	ル ー	定改十	定品儿
現一四角 とり収米四尺 毎年四 20 9	7 、					
同事規置(原号改画	町県対を「	可条第二 に改めるび市町村!	改め、 高事態 策実施	及同二及	緊急事態
じ。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	子とめれ	沙 灰 東 一 5	和以 川 村 害	め 余 争 天	り項場の	思しめ方丁三型
○ 亘 に 第 ヵ	ュカトニー ごう	及害 本 业 9	第一の 門 県 昇		原 - 及第	事
言よ十分		善対部 0.	三しる烈災策	一 応 区 項 急 域	子をび二	悲 ラ、同を条 条丁
をる五章	[対策」にご	司条第二項中に改める (災害対策本部「災害対策本部		び原子力災で第二項」を「窓の第二項」を「窓の第二項」を「窓の第二項」を「窓の第二項」	
い原条を	上堂 第第	町村災害対策本別策本部」を「並びに」に	中 貴対部	本 灯に	災 第 五 一	第二十条第四第十八条第四第十八条第四第十八条第四第とし、同号を を第四号とし、同条を第四号とし、
同じ。)	事 三々	町村災害対策本部県災害対策本部」を「並びに」に、	ス 対策 ご	改め、同条第二同条第一項の条第一項を実施区域におけ	害児童を	緊急事態応急対策 緊急事態応急対策 第二十条第四号 を第四号とし、同条中を第四号とし、同条中を第四号とし、統
。力二角	「「「「」」」 「「「」」 「「」」 「」 「」 「」		司条第二頁中「及び」司条第二頁中「及び」で市町村災害対策本部では改める	二 等 け	及び原子力災害事終「同項」を「第二項」を「第二項」を「第二項」を「第二項」を「、	「第二十条第六項」を第十八条第四号中「前第二十条第四号中「前第十八条第四号中「前第十八条第四号とし、第二号とり、同条中第三号を第四号とし、第二号を第四号とし、第二号を第四号とし、第二号を第四号とし、第二号を第四号とし、第二十条第六項」を
以緊項品	宣 第二	で消災が	不 部 一	項しる	後 () (等一一一第二二
(原) 対別領文第代の (原) 対別 (R)	[章] 三 /	対災害対策本部」こ、「災害対策本部」を「都道府策本部」を「都道府	司条第二頁中「及び一司条第二頁中「及び一び市町村災害対策本部」と「改める	改め、同条第二項中同条第一項 急事態応急対策等	び原子力災害事後対で原子力災害事後対び第二項」を「第二項」に、第二項」に、第二項」に、第二項」を「、第	十条第六項」を (条第四号中「前 を「前各号」に を「前各号」に 同号を同条第五 同号を同条第五 同号とし、第二号
原子力が得支険料別を開催による原子力聚急 電話第十五条第二項の 関連による原子力聚急			司	改同態		竪 中 四 、 丁 中 笛
=======================================	[学			態応急対策	1 7T	
-		į.	本	る	おける緊第五項及び第六項	
	力		力	。	[2] 五型	事 一 と 万 号 川 八
	緊急		_	谷	タ 項 二	悲 しを 一一条
	急]	条第二頁第		窓 及場	急事態応急 第二号 一十八条第三 一十八条第三 一十八条第三 一十八条第三
	事	j	第		急	事態応急 対 条第三号 かん 条第三号 かん の 条 第 が かん
	態		<u>-</u>		事第を	対条第めを号
-ll -l - 2 - 2						
		士 一 1 位	T 3	5 VH 0 8	田田地山の「	士 川笠 エミミルの
定改加より	1. 項二十月	表二八第	正え	. う次の条	四同削の十	表一八第正えう次の
定 改 加 よ l 正 え う l	こ項二十まての項条第	表二八第二条八条二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	正えるが	. う次の条. にかのかっ	四同削の十	表一八第正えう次の次第項条二人
定 改加より 正えう ð 規 る に o	こ頃 二十月 ての 項 条 月 ひ 次 の 第 月	第項条二八の第十	規 る 定 改	. う次の条 . にの次の t 加よに項	E四同削の十) 十表り項ー [九第、を条	第項条二規るにの次五の第十定改加よに
定 改 加 よ l 正 え う ł 規 る に o	こ 項 二 十 景 て の 項 条 負 ひ 次 の 第 <i>)</i>	第項条二八の第十	規 る 定 改	. う次の条 . にの次の : 加よに項	四同削の十 十表り項一 九第 、を条	表一八第正えう次の次第年条二規定改加よに五の第十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
定 改 加 よ l 正 え う ł 規 る に o	こ 項 二 十 ā て の 項 条 ĝ <u>) 次 の 第</u> <i>j</i>	第項条二八の第十八の第二	規 る 定 改	. う次の条 . にの次の . 加よに項	E四同削の十 日表り項一 九第、を条	表一八第正えう次の次 第五の第十 東 五 五 五 五 5 3 3 3 3 5 3 5 5 5 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7
定 改 加 よ l 正 え う ł 担 る に o	こ項 二十 記 ての 項 条 負 ひ 次 の 第)	第項条二八の第十八の第二	規定 規定 一 第 一 条 五 十 第 五 十	にの次の (加よに項	:四同削の十) 十表り項一 (九第、を条	表
定 改 加 よ (正 え う と 規 る に 0	こ項 二十割 ての 項 条 釘 の 次 の 第)	第項条二八の第十八の第二	規定 規定 一 第 一 条 五 十 第 五 十	にの次の (加よに項	:四同削の十) 十表り項一 (九第、を条	表 年 第 正 え う 次 の 次 に
定 改 加 よ l 正 え う l 規 る に o	こ項 二十まり ての 須 条 り 次 の 第)	第項条二八の第十八の第二	規定 規定 一 第 一 条 五 十 第 五 十	にの次の (加よに項	: 四同削の十) 十表り項一 (九第、を条	表第五十 (大名) (大2)
定 改 加 よ l 正 え う ł 規 る に o	こ項 二十まり ての 須 須 第 <i>)</i>	第項条二八の第十八の第二	A	にの次の)十表り項一 〔九第 、を条	一 項 第五十 画 所 形 派 計
定 改加より 正 えう ぞ 規 る に の	こ項 二十 までの 項 条 g の 次 の 第 /	第項条二八の第十八の第二	A	にの次の) 十表り項一 [九第、を条	一項 第五十 一条第一 所災計 一条 第 所
定 改 加 よ l 正 え う ł 規 る に d	こ 項 二 十 ま こ 穴 の 項 条 ያ う 次 の 第 <i>)</i>	第項条二八の第十八の第二	A	にの次の) 十表り項一項、大第、を条	一項 一項 一条第画 若上防災計 防災計 防災計 防災
定 改 加 よ (正 え う と 規 る に 6	こ項二十十分 この項の第) の次の第)	第項条二八の第十八の第二	A	にの次の) 十表り項一項、大第、を条	一項 第五十防災計 防災計 防災計 防災計 アカカ第
正 え う そ 規 る に o	スの項条約 <u>)次の第</u>)	第八 項の次に次のように加える。 条第第八十条第二項の項の 二十第二十八条第二項の項の	二項	にの次の) 十表り項一 〔九第、を条 針	 一項
正えうそ 規るにの 条三十二第 号一第項四第条三十二第	ての項条約 の次の第 <i>)</i> 到う項十半	第八 項の次に次のように加える。 条第第八十条第二項の項の 二十第二十八条第二項の項の	A	にの次の) 十表り項一	一項 第五十防災計 防災計 防災計 防災計 アカカ第
正えうそ 規るにの 条三十二第 号一第項四第条三十二第	ての項条約 の次の第 <i>)</i> 到う項十半	第八の次に次のように加える。条第項の次に次のように加える。条第条第二十条第二項の項の項の工十第二十八条第二項の表第二	A	にの次の) 十表り項一 〔九第、を条 針	一項
正えうそ 規るにの 条三十二第 号一第項四第条三十二第	ての項条約 の次の第 <i>)</i> 到う項十半	第八の次に次のように加える。条第項の次に次のように加える。条第条第二十条第二項の項の項の工十第二十八条第二項の表第二	A	にの次の) 十表り項一 〔九第、を条 針	一項
正えうそ 規るにの 条三十二第 号一第項四第条三十二第	ての項条約 の次の第 <i>)</i> 到う項十半	第八の次に次のように加える。条第四項の次に次のように加える。条第四項条第第八十条第二項の項の項の表第二十八十第二十八条第二項の表第二十八	A	にの次の) 十表り項一 〔九第、を条 針	一項
正えうそ 規るにの 条三十二第 号一第項四第条三十二第	て) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T	第八の次に次のように加える。条第四項の条第第八十条第二項の項の項の表第二二十第二十八条第二項の表第二十八条	A	にの次の) 十表り項一 〔九第、を条 針	一項
E 方 名 2 規名 2 A 三 十 二 第 号 一 第 項 四 第 条 三 十 二 第 び防害 るに 災及予災係 災 原 (原 子 対 害 子 係) 会 然 ず 害 子	て) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T	第八の次に次のように加える。条第四項の条第第八十条第二項の項の項の表第二二十第二十八条第二項の表第二十八条	A	にの次の) 十表り項一 〔九第、を条 針	一項 事対策指一 第五十防災計防災計画第一級 原子力災十 第二十防災計防災計画第一級 原子力災十
正えうそ 規るにの 条三十二第 号一第項四第条三十二第	て) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T	第八の次に次のように加える。条第四項の項の次に次のように加える。条第四項の条第第八十条第二項の項の項の表第二十八条第二年の表第二十八条	A	にの次の) 十表り項一 〔九第、を条 針	一項

	号三第項四第条三十二第		号二 第 項 四 第
関及係び	策急害び防害	対応災及予災つに 策急害び防害て沿	対 急 害 策
指、	策応急及防災原	対態緊策予力てにじ以を急事る表	見五一急事びじ以い対害子すに第第措策災
定 関	急事び対害子	策 応 急 及 防 災 原 沿 ご 下 い 対 態 緊 気	見五 (急事びじ以い対害子すに第第措策災 定号条対態緊)下う策予力る規六二置特害
地係	対態緊策予力	急事び対害子つ同っ策応急っ	すに第策応急及同 °を防災原定号条法別対

	項四第二の条三十二第	項七第条三十二第加次条項第
		たののと対し、サウルママルえに第の二
災 及 予 災 害 災	機公地指関及	馀ののに亚 対応災乂寸災 る※云夷工 機公地指
害 び 防 害 に	関共方定係び	者関他そび 策急害は防害 。の 荒魚 関共方定
及防災原じを蓋生災(災原	者力び機方指、	係他に者力、策応急又防災原よの二条者力び機方
び対害子に含然ず害子 子	事原関公定関	者のそ並事原 急事は対害子 う項十第 事原関公
緊策予力 む性るが力害力	業子及共地係	関のび業子 対態緊策予力 にの三二 業子及共

-			
·		正表三八第	
		規の項条一	
		定改の第十	
二、第一一二、第			
三第 一四三第 条二 号項条二 第十 第第十			
条二号項条二	。次二二 項条二 ◎項:	表第項十二	
<u>第十</u> 第十	に十十 第十 を	第三及四十	
防災に 及害係 害	次三八画防県都次の条条災地道の	二号び条八	
及害係	の条条 災地道 の		
び予る	の条条 災地道 の よ第第 <u>計域府</u> よ	三項十二第	
○ 予子にむ然生力害原	- う 四 三 画 域 道 針 害 原 う 。	条を四項三	
原防力係。性ず災(子		. 第 削 条 第 項	
子対災るをる害原力			
力策害原 含蓋が子災	746 12 12		
		<u> </u>	
復 害 る	<u> </u>		+ IC
			刈 ル
	係害該、いに場し発害にの	- 四 削 項 表 十 加 次 条 一 表 十)条 り 第 第 八 え に 第 項 第 八 第 点 書 は 防 害 第 点 第 次 第 回 第 次 第 点 第 次 第 回 第 次 第 次 第 次 第 の 第 次 第 の 第 次 第 の 第 次 第 の 第 次 第 の 第 次 第 の 第 次 第 の 第 次 第 の 第 次 第 の 第 の	対急
い合つご下う言事力る定	項条第措策災原態緊原改項	0条り第第八 えに第項第八 1第、二十条 次一及七条 東急害は防害 策応急又以 東急等は防害 東応急又以 東京	ほん 思
てにたが同。を態緊原に			急 事
	切界十直符音子旦急するを 規二五法別対力言事力。%		
<u>`お場あじ以い宣急子よ</u>	規二五法別対力言事力。次:	: 項表の条三 よの第七二 対態緊策予力	対 態

三四三第			一 元
号項条二			급 물
万 炽 米 一			号 項
第 第 十			一 号 項 <u>第</u>
急災防災	策応び予てに		急災
対 害 及 害	急災防災沿		対 害
策応が予	対害及害つ		対害
原対事策害原策害原	京対事策害原に こ以を事子定七	へ後力及下い急急定五へ急急じ。策害原規第法	
子策態 `予子 事子		同対災び同う対事す号同計事。以を予子定六第	別害
力及応緊防力 後力	カ及応緊防力つ 同う対災るに	条刈害原じ。策態るに条刈態、下い防力す号二	措対
災び急急対災対災	災び急急対災て じ。策害原規	第策事子。以を応緊規第策応緊同う対災るに条	置策
<u> </u>	-		

○下う策事力る規七二○対害子係宣急子当同。を後災原定号条法 事力る言事力該 じ以い対害子すに第第策後災原に態緊原

二項二三第 一項二三第	四二三第	七 三 第 る の 第 第
号 第条二 号 第条二	項条二	項条二 °次二二
第四の十 第四の十	第 の 十	第十二に十十二
急災防災 災		並 急災防災 次三八 共地係及
対 害 及 害	機方指び 計域町 関ので	び対害又害の条条機方指び
策 応 び 予	関公定関 画防村 係他	に 策応は予 よ第第 関公定関
原対事策害原む然生力害原	事び共定 ` 防町針害原 者他び事	
子策態、予子し。性ず災へ子		原 事子策態 `予子 に項項業原機地関 事子 後カヌ応緊防力 加のの者子関方係 後
力及応緊防力をる害原力	者子関方係計地は策力関そ者	子 後カヌ応緊防力 加のの者子関方係 後
災び急急対災 含蓋が子災	力及公指画域市指災 係の並う	カ 対災は急急対災 え項表 力及公指 対

2 前項の場合において、原子力災害事態な対策等」 「原子力災害対策を開発、

の十表一八第 正 え 項 次 一 三 第 定 改 項 九 第 項 条 二 規 る を に 項 条 二 正 及 条 四 の 第 十 規	· 西々一 相 の 燃 一 相 の 燃 一	正項条第 規の第二	
大の ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	同条第六項 同条第六項 同条第六項 同条第六項 原条第八項中「第同条第九項 項、第三項 項、第三項 項、第三項 項、第三項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二項 第二	条 に 接 す る 第 五 項 を う る に 表 者 る 原 え る り る の の る る る る の の る る の る の る る の る の	防災計画、原子力防災業務計画に基づい原子力防災組織が指針又は原子力事業者
る。 災害 労用 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 の の の の の の の の 表 の の の の の の の の の の の の の	下 (字) (字) (字) (字) (字) (字) (字) (字)	第六項	画に基づい于力事業者
	Ж НИ Т X X I I I I I I I I I I I I I I I I I	定 改 の 正 項	 - -
	条一十五第	条九十	_
に害	災 画計災防旧復害	災は又策対急応害災 画計	災防
事力に	原針策害力原く若計防策	後害力原又対応事緊針策害力原く若	計防
<u> </u>		対事災子は策急態急 指対災子はし	画 災
二条十第 一条十第 項 第 一 五	るの表第第第 。次第二十 に四項十 次十の	条	十第
に災に災 計防	に四項十十 次十の一八	復 災 又 対 応 災	九 四 計 防
事 害	の一九項条条 上条を第	田 害は策急害	画災
下	(A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	後の大の会会会	若しくは
八 八 五八 [6 四]	定改加よに項三二	四表三八第正削の第十びの第十表二	八第
	正えう次の号項規るにの次の第	条第項条二規る項六三第項四三第項 第十の第十定改な項条二及項条二の	笠 丄
	772 3 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	東京 中央	中の項及び第二-第二十三条第5
策対急応害災び及防予害災		カー の四	及十
定に六条第置別策害力(策防害力原	はし画災域県道該は針策害力	現余の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の	第条
r 規 号 第 二 法 措 特 対 災 子 対 予 災 子	く 若 計 防 地 府 都 当 又 指 対 災	・	十四十四
	十 第 号 第 四 条 十 第 四 条 十 第	一 第 第 前 十 の 第 十 二 項 の 項 十 四	十三月
二項第 策急害び防害	<u>三二 一項第三二 ^項第三</u> るに <u>災 計</u> 防地府	に九項十 三第の項、三項 条を四 条四項、第条第	一号の項、
東 志 音 ひ 的 音 対 応 災 及 予 :	第 画	郡 道原子: 二号の項、第二十三条第二十三条第二十三条第二十三条第二項の項、	第条
 急急じ。策害原規第法特災へ予	子 に む 然 牛 力 害 原 画 域 道 針 害	第項二十三項の 第項二十三項の 六及十三条第項	第二十
条対態、下い防力す号二措対子対	カ係 ⁾ 性ず災(子 防府又対 災る をる害原力 災県は策)	カ 項第四 の第条第六号第	第二十三条第
第策応緊同う対災るに条置策力策	書原 含蓋が子災 計地都指	災 の二号 項二の七項の二	第一
	項 六 第 条 三 十 二 第		
策	対急応害災は又防予害災		
 策 後 害 力	原又対応事緊策防害力原策後	害力原及対応事緊。同以うを対予災	子る
		事災子び策急態急、じ下。い策防害	
十第一号第四			
<u>三二</u> <u>三項</u> 予災機公地指関及 対応災	第三二 及予災 対応災及予災つに		
防害関サ方定係び 策急害	び 防 害 第 急 害 び 防 害 て 沿		
害原 事び共定 策害原対事 予子 業原機地関 事子策態 防力 者子関方係 後力及応	策害原策害原対事策害原に 、予子 事子策態、予子沿	。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	定五
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	緊防力 後力及応緊防力つ	。) 以を事子定七(後力及下い急急 下い後力す号条 対害原じ。策態 に。策害原規第策事子。以を応	るに野り
<u> </u>			<u>术 况</u>

		策等
		第一原子力
	三略	項応急
		第災 害事態応
	 算して六月を超えない範囲内において政	の及び策、緊
	この条において「施行日」という。)か	三予 防害予防
		原子力
	る。)、同表第四十七条第一項の項の次に次の	第一む。)
		項然性
		(第) 生ず
		カ災
		三害
_		原子
- ₺	夏の欠こ欠のようこ叩える女E見ど、司長育 法第二十八条第一項の表第三十匹条第一項の	関
った		業者
第一		方び原子
· (±		定任共分
2		関 係定地方公
	係	及び、製
定		坊 田
の	当該	第5日
第八	施行する。ただし	<u>の</u> 或 木
<u></u>	を超え	十 三寸 也害讨衰旨
る	第一条 この法律は	<u>-</u>
る・	(施行期日)	0
合:	七号)	<u></u> 目 化 し に
規		<u>り</u> そ バ 事
てす		全原
領リ		、 策
₹ (事
:		策原
第		応 急対策
規		害事態
V		男又 は策、
措		· <u>防</u> 害予
四	事後	第 二災 害原子力災
第五	 対策 原子力	
経	六項 応 急対策又	害事後
<u></u>	二第災害事態	子分
	条の又は策、緊	急付策又
		六頁 災 害事態 芸急
	第二段 事原产力	は一般、緊

ら起算して十月を超えない範囲内において政第七十一条及び第七十八条の規定 施行日か 令で定める日

原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う

4置法第十六条第一項の規定により設置されて **五十六条** この法律の施行の際現に附則第五十 R十六条第一項の規定により設置された原子力 %定による改正後の原子力災害対策特別措置法 1条の規定による改正前の原子力災害対策特別 る原子力災害対策本部は、附則第五十四条の

罰則の適用に関する経過措置)

合におけるこの法律の施行後にした行為に対す ?罰則の適用については、なお従前の例によ 念定によりなお従前の例によることとされる場 %定にあっては、当該規定。以下この条におい ハ十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる '同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の

その他の経過措置の政令への委任)

止める。 >>法律の施行に関し必要な経過措置は、政令でハ十七条 この附則に規定するもののほか、こ

四号) 則 抄 (平成二五年六月二一日法律第五

施行期日)

Sる日から施行する。 たし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定条 この法律は、公布の日から施行する。た 条 この法律は、公布の日から施行する。

の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、 五章第五節に一款を加える改正規定及び同法を第八十六条の十六とする改正規定、同法第 を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五 条の二」の下に「―第九十条の四」を加える 第七章中第九十条の二の次に二条を加える改 を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六 規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七 部分に限る。)、同法第七十一条第一項の改正 六条の十四)/第四款 四)」を「/第三款 被災者の運送(第八十 正規定に限る。)、第三条、第五条及び第六条 十六―第八十六条の十八」に改め、「第九十 十五―第八十六条の十七」を「第八十六条の (「第三款 (第八十六条の十五) /」に、「第八十六条の 第二条 被災者の運送(第八十六条の十(災害対策基本法目次の改正規定 安否情報の提供等

[過措置]

項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の

第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二 える改正規定、同表第九十条の二第一項及び 条第一項及び第二項の項の次に次のように加

百五十六号)第二十八条第一項の表第八十六

条第三項の改正規定に限る。)、第十三条(原 法(昭和五十三年法律第七十三号)第二十七 第十条、第十一条(大規模地震対策特別措置

子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第

次害対策本部とみなす。

二 第二条(前号に掲げる改正規定を除く。)

を超えない範囲内において政令で定める日 第十六条の規定 公布の日から起算して六月 の措置に関する法律(平成十六年法律第百十

び第二項の項の改正規定に限る。)、第十五条 改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及 項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の

(武力攻撃事態等における国民の保護のため

二号)第八十六条の改正規定に限る。)及び

規定を除く。)の規定 公布の日から起算し の規定及び附則第十三条(同号に掲げる改正

て一年を超えない範囲内において政令で定め

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定 める。 (政令への委任)

一一四号) 抄 則 (平成二六年一一月二一日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附則 (平成二九年四月一四日法律第一

五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、 を超えない範囲内において政令で定める日から (施行期日) 次の各号に掲げる規定は、

を超えない範囲内において政令で定める日 第一条の規定並びに附則第二十一条及び第略 二十九条の規定 六号) 附 則 抄 (平成三〇年六月二七日法律第六 公布の日から起算して三月

施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から

第六十一条、第六十五条、第六十七条、

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改個人を識別するための番号の利用等に関する第一条、第五条(行政手続における特定の び第十七条の規定 公布の日 附則第十一条から第十三条まで、第十六条及

号 附 抄 ^則 (令和三年五月一〇日法律第三〇

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 (原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う 公布の日から起算して一月

経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に前条の規定に されている避難のための立退き若しくは屋内へくは第六項又は第六十一条第一項の規定により旧災害対策基本法第六十条第一項、第三項若し 置の指示については、なお従前の例による。 の退避の指示又は屋内での待避等の安全確保措 八条第二項の規定により読み替えて適用される よる改正前の原子力災害対策特別措置法第二十

号 附 抄 ^則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

第五百九条の規定 公布の日

該各号に定める日から施行する。

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

号 附 抄 ^則 (令和五年六月一六日法律第五八

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。